

平成25年度健康診断の実施対象者と第一次健診実施検査項目表

1.実施対象者

健診名	対象者	一部負担金	備考
1 総合健診	満30歳と満35歳以上の被保険者及び被扶養者	8,000円	年齢により1~4の健診を1つ選択
2 基本健診	満35歳未満(満30歳除く)の被保険者及び被扶養者	3,000円	
3 特定健診	満40歳以上の被扶養者	無料	
4 人間ドック	満35歳以上の被保険者及び被扶養者	補助限度額 入院 20,000円 外来 10,000円	
5 歯科健診	被保険者及び被扶養者	500円	

※年齢制限の基準は毎年度4/1から翌年3/31までとします

2.第一次健診実施検査項目表

検査項目	当健康保険組合				高医法	労安法
	総合健診*1		基本健診*2	特定健診*3		
	男子	女子				
1 問診・診察						
(1) 既往歴調査						
(2) 業務歴調査	○	○	○	○	○	○
(3) 自覚症状の有無検査						
(4) 他覚症状の有無検査						
2 身体計測						
(1) 身長	○	○	○	○	○	○
(2) 体重	○	○	○	○	○	○
(3) 体脂肪率	○	○	○	○	○	○
(4) 腹囲	○	○	○	○	○	○
3 視聴覚検査						
(1) 視力	○	○	○	○	○	○
(2) 聴力	○	○	○	○	○	○
4 血圧測定	○	○	○	○	○	○
5 尿検査						
(1) 糖	○	○	○	○	○	○
(2) 蛋白	○	○	○	○	○	○
(3) 潜血	○	○	○	○	○	○
6 便潜血(免疫学的検査-2回法)	○	○				
7 血液生化学的検査						
(1) AST(GOT)	○	○	○	○	○	○
(2) ALT(GPT)	○	○	○	○	○	○
(3) γ-GT(γ-GTP)	○	○	○	○	○	○
(4) ALP	○	○				

検査項目	当健康保険組合				高医法	労安法
	総合健診*1		基本健診*2	特定健診*3		
	男子	女子				
7 (5) ZTT	○	○				
(6) TTT	○	○				
(7) 総蛋白	○	○				
(8) アルブミン	○	○				
(9) A/G比	○	○				
(10) 総コレステロール	○	○				
(11) 中性脂肪	○	○	○	○	○	
(12) HDL-コレステロール	○	○	○	○	○	
(13) LDL-コレステロール	○	○	○	○	○	
(14) 尿素窒素	○	○				
(15) 尿酸	○	○				
(16) クレアチニン	○	○				
(17) 空腹時血糖	○	○	○	○	■	
(18) アミラーゼ	○	○				
8 血液学的検査						
(1) ヘモグロビンA1c	○	○				
(2) 白血球数	○	○				
(3) 赤血球数	○	○	○			
(4) 血色素量	○	○	○			
(5) ヘマトクリット値	○	○				
9 眼底カメラ検査	○	○				
10 心電図検査	○	○	○			
11 胸部X線検査						
(1) 直接(2方向)	○					
(2) 間接(正面)		○				
喀痰細胞診						
12 消化器X線検査	○	○				
13 腹部超音波検査	○	○				
14 婦人科検査						
(1) 乳房検査(7)視触診						
(イ) マンモグラフィ		○			○	
(ロ) 超音波検査					○	
(2) 子宮検査		○			○	
実施検査項目数	40	42	20	14~16	14	6

(1)「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査の詳細検査は医師の判断により次の項目を実施します

- ①赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・眼底カメラ・心電図検査
- ※空腹時血糖(■)とヘモグロビンA1cはいずれかを実施

(2)「労働安全衛生法」の定期健診における省略可能な検査項目(医師の判断による)

- ①身長は20歳以上省略可
- ②腹囲は次の(ア)~(イ)に該当する場合は省略可
 - (ア)40歳未満(35歳除く)
 - (イ)妊娠中の女性その他の場合であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合
 - (ウ)BMI(体重(kg)÷身長(m)²)が20未満の場合
 - (エ)自ら腹囲を測定し、その値を申告した場合(BMIが22未満の場合に限る)
- ③聴力は45歳未満(35歳除く)の場合はオーディオメータ以外の方法で実施可
- ④次の検査項目は40歳未満(35歳除く)は省略可
 - (ア)AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・赤血球数・血色素量・心電図検査
 - (イ)糖代謝検査については空腹時血糖もしくはヘモグロビンA1cのいずれかの実施可
- ⑤胸部X線検査は40歳未満(20歳・25歳・30歳及び35歳除く)で次の(ア)及び(イ)のどちらにも該当しない方については医師が必要でないと認めるときは省略可
 - (ア)感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている学校・医療機関・社会福祉施設等の労働者
 - (イ)じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
- ⑥喀痰検査は次の(ア)に該当する場合は省略可
 - (ア)胸部X線検査で所見のない場合は省略可
 - (イ)(3)の⑤に該当する場合は省略可